

報告第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 25 年 6 月 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、国民健康保険税の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をするものである。

平成 25 年 3 月 31 日

市川市長 大 久 保 博

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 31 日

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 25 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「の属する月以後 5 年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第 3 号及び第 23 条において同じ。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(3) 特定継続世帯 15,300 円

第 23 条第 1 号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 10,710 円

第 23 条第 2 号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(エ) 特定継続世帯 7,650 円

第 23 条第 3 号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(オ) 特定継続世帯 3,060 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。